三　介護納付金調整対象需要額　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において介護納付金の納付に要する費用の額

ロ　次項第三号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

2　次の各号に掲げる前項第一号ニ、第二号ロ及び第三号ロに掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一　前項第一号ニの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（以下この項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）及びハに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、ハに掲げる額からニに掲げる額を控除した額）の合算額にホに掲げる割合を乗じて得た額、ヘに掲げる額にトに掲げる割合を乗じて得た額、チに掲げる額にリに掲げる割合を乗じて得た額、ヌに掲げる額に千分の百三十を乗じて得た額並びにルに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ルに掲げる額からヲに掲げる額を控除した額）にワに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第一号イに掲げる額から特定給付見込額を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額の三分の一に相当する額

ハ　前項第一号ロに掲げる額から特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）及び組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を控除した額

ニ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合から算定政令付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）（当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に給付費割合から算定政令付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額を控除した額）

ホ　（略）

ヘ　特定給付見込額のうち組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。ル及びヲ並びに次号ニ及びホにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額の三分の一に相当する額

ト　算定政令第五条第四項第二号イ又はロに掲げる割合

チ　特定給付見込額のうちヘに掲げる額を控除した額

リ　算定政令第五条第四項第三号に掲げる割合

ヌ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に規定する額

ル　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額に給付費割合から算定政令第五条第五項第二号イ又はロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ヲ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に給付費割合から算定政令第五条第五項第二号イ又はロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ワ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合　（新設）

2　前項の療養給付費等補助見込額は次に掲げる額の合算額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　前項第一号に掲げる額から特定給付見込額を控除した額

ロ　前項第二号に掲げる額から特定納付費用見込額を控除した額　（新設）

ハ　（略）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）